

○給料表の適用範囲に関する承認事項について

- 1 医療職給料表（二）の適用を受ける職員として、給料表の適用範囲に関する規則第6条第2項に規定する「人事委員会の承認を得た者」

勤務機関	人事委員会の承認を得た者
総務部人事課	・他の地方公共団体に派遣された職員のうち、獣医師で公衆衛生の業務に従事する者
保健福祉部保健医療課	・他の地方公共団体に派遣された職員のうち、薬剤師及び獣医師の業務並びにこれらの者が従事する公衆衛生の業務に従事する者 ・他の地方公共団体に派遣された職員のうち、診療放射線技師、臨床検査技師及び衛生検査技師の業務に従事する者 ・他の地方公共団体に派遣された職員のうち、理学療法士及び作業療法士の業務に従事する者

- 2 医療職給料表（三）の適用を受ける職員として、給料表の適用範囲に関する規則第7条第2項に規定する「人事委員会の承認を得た者」

勤務機関	人事委員会の承認を得た者
総務部人事課	・他の地方公共団体に派遣された職員のうち保健師の業務に直接従事する者 ・職員の健康管理に関する業務のうち保健師の業務に直接従事する者
保健福祉部保健医療課	・他の地方公共団体等に派遣された職員のうち保健師の業務に直接従事する者
子ども・福祉部障害福祉課	・他の地方公共団体等に派遣された職員のうち看護師の業務に直接従事する者
教育庁福利課	・職員の健康管理に関する業務のうち保健師の業務に直接従事する者
警察本部警務部厚生課	・職員の健康管理に関する業務のうち保健師の業務に直接従事する者
警察本部交通部運転免許課	・運転免許に関する業務のうち保健師の業務に直接従事する者